

野焼き（野外焼却）は法律で禁止されています!!

◇野焼き（野外焼却）はやめましょう!

人の健康又は生活環境に支障を来す恐れがある廃棄物を基準に適合した焼却炉等を用いず、野外で燃やすことは原則禁止されています。

野焼きは、焼却灰が飛散するだけでなく、煙は大気中に広く拡散し、想像以上に遠くへ運ばれることがあります。その結果、煙が目にしみる、臭い、洗濯物が干せないなどの原因となるほか、燃焼温度が200℃～300℃と低くダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。

また、火災の原因となることもあります。



ドラム缶による焼却

法第16条の2 何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

◇野焼きは、罰則が科せられる場合があります!

廃棄物の野焼きは『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により罰せられる場合があります、行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。

また、法人にあつては、3億円以下の罰金に処せられます。



廃棄物の野焼き

◇野焼き禁止の例外

※政令で定める廃棄物の焼却[施行令第14条]

- 1 国又は地方公共団体でその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、行政指導の対象となります。